

制限付一般競争入札参加者心得（工事用）  
（東京都台東区）

この心得は、制限付一般競争入札に参加する者が守らなければならない事項です。

1. 入札の基本的事項

制限付一般競争入札に参加しようとする者（以下、「入札参加者」という。）は、区から提示された図面、仕様書、内訳書、契約書案その他の契約の締結に必要な条件を検討のうえ入札しなければなりません。

図面、仕様書、内訳書等に誤記または脱落があった場合において、当該誤記または脱落が提示された書面等で相互の関係により明白であるときは、落札者はその誤記または脱落を理由として契約の締結を拒み、または契約金額の増額を請求することはできません。

入札は総価により行います。

2. 入札

入札参加者は、入札書に必要な事項を記載し、記名押印（参加申込書にある申込人の印鑑若しくは代理人の場合は代理人の印鑑）のうえ、必要事項を記載した封筒（別記封筒の書き方を参照）に入れ、封をして、あらかじめ指定された日時及び場所において契約担当者（以下、「担当者」という。）に提出しなければなりません。

3. 入札保証金

入札参加者は、その見積もる契約金額の100分の3以上の入札保証金を納付しなければなりません。

入札保証金に対しては、その受入期間についての利息をつけません。

入札保証金の全部又は一部を免除する場合があります。

4. 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければなりません。

入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

5. 入札書の書換え等の禁止

入札者は、提出した入札書を書換え、引換え、または撤回することはできません。

6. 開札

開札は、入札終了後ただちに当該入札会場において、入札者の立会いのもとに行います。

入札者は、開札に立会わなくてはなりません。

入札者が開札に立会わないときは、当該入札事務に関係ない区職員を立会わせます。

7. 入札の無効

次に該当した入札は無効です。

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申込みを行った者のした入札。

入札書の記載事項が不明のもの、または入札書に記名もしくは押印のないもの。

入札金額を訂正した入札。

同一事項の入札について2通以上入札書を提出した者のした入札。

他人の代理を兼ね、または2人以上の代理人となった者のした入札。

連合によると認められる入札。

郵便、電報及び電話による入札。

その他入札条件に違反したものの。

#### 8. 落札者

区の支出の原因となる契約は、原則として予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とします。

#### 9. 最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者の当該入札に係る価格によっては、その者により当該契約に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、またはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする場合があります。

#### 10. 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格の入札がないときは、ただちに再度の入札を行います。この場合、最低制限価格を下回る入札をした者は再度入札に参加することはできません。

再度入札の回数は、2回以内とします。

再度入札に参加することができる者は、その前回の入札に参加した者のうち、当該入札が無効とされなかった者に限ります。

#### 11. 再度入札の入札保証金

再度入札を行なう場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付(入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。)をもって再度入札における入札保証金の納付があった者とみなします。

#### 12. くじによる落札者の決定

落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、ただちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。

この場合において、くじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係ない区職員がくじを引きます。

#### 13. 入札結果の通知

開札した場合において、落札者があるときはその者の氏名(法人の場合はその名称。)及び金額を、落札者がいないときはその旨を開札に立会った入札者に知らせます。

#### 14. 契約書等の提出

落札者は、区が指示する契約書に記名押印の上、関係書類を添えて一定期間内にこれを担当者に提出しなければならない。なお、所定の期間内に契約書の提出がないときは、落札の効力がなくなることがあります。

#### 15. 仮契約について

当該入札案件が議決の議決案件である場合は、入札後仮契約となり議会の議決を経て本契約となります。

落札者は、区が指示する仮契約書に記名押印の上、関係書類を添えて一定期間内にこれを担当者に提出しなければなりません。なお、所定の期間内に仮契約書の提出がないときは、落札の効力がなくなることがあります。

#### 16. 契約保証金

落札者は、入札執行通知書に定める契約保証金を契約の確定前に納付しなければなりません。

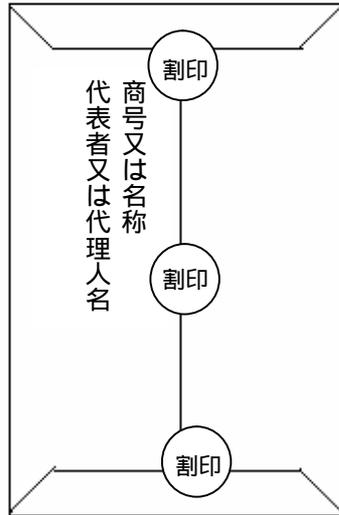
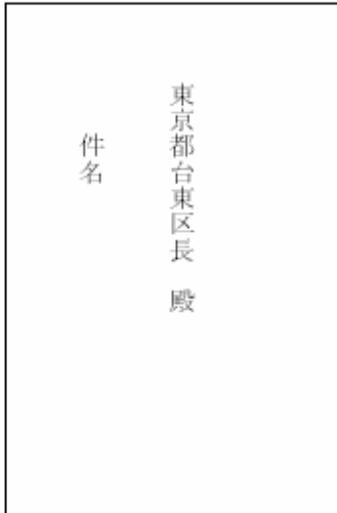
契約保証金の免除に要する関係書類及び契約保証金の代用担保については、契約の確定前に提出しなければなりません。

契約保証金に対しては、その受入期間についての利息をつけません。

17. 共同企業体に関する事項

共同企業体が入札に参加する場合には、他の構成員から入札に関する一切の権限を委任された代表構成員が入札に参加しなければならない。

別記 封筒の書き方



共同企業体用

